

平成27年第5回にかほ市議会定例会会議録（第5号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 正 明	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 春 男
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 信 夫	班長兼副主幹	加 藤 潤
主 事	須 田 拓 也		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	教 育 長	齋 藤 光 正
総務部長 (危機管理監)	齋 藤 均	財 務 部 長	佐 藤 正 春
市民福祉部長	伊 東 秀 一	農林水産建設部長	佐 藤 正
商工観光部長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春	教 育 次 長	齊 藤 義 行
ガス水道局長	高 橋 元	消 防 長	伊 東 善 輝
会 計 管 理 者	齋 藤 洋	総務部総務課長	齋 藤 隆
企 画 課 長	佐々木 俊 哉	財 政 課 長	佐 藤 正 之
会 計 課 長	加 藤 信 子	市 民 課 長	渋 谷 憲 夫
福 祉 課 長	阿 部 聖 子	観 光 課 長	佐 藤 均
教育総務課長	池 田 昭 一	管 理 課 長	佐 藤 次 博
監査委員事務局長	加 藤 文 芳		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

平成27年9月16日（水曜日）午前10時開議

- 第1 議案第65号の訂正
- 第2 議案第60号 にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第61号 にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第62号 土地の取得について
- 第5 議案第63号 新市まちづくり計画の変更について
- 第6 議案第64号 冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて
- 第7 議案第65号 にかほ市と秋田県との間の行政不服審査会に関する事務の委託について
- 第8 議案第66号 平成26年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第67号 平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第68号 平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第69号 平成26年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第70号 平成26年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第71号 平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第72号 平成26年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第73号 平成26年度にかほ市ガス事業会計決算認定について
- 第16 議案第74号 平成26年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第17 議案第75号 平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について
- 第18 議案第76号 平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第19 議案第77号 平成27年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第78号 平成27年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第79号 平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 議案第80号 平成27年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）について
- 第23 議案第81号 平成27年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第24 議案第82号 平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）について
- 第25 議案第83号 平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第26 請願第1号 T P P 交渉にかかる国会決議の実現に関する件について
- 第27 陳情第11号 マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情
- 第28 陳情第12号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出についての陳情
- 第29 陳情第13号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

- 第30 議提第12号 所得税法第56条の廃止を求める意見書
- 第31 議提第13号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書
- 第32 議提第14号 T P P 交渉にかかる国会決議の実現に関する意見書
- 第33 議員派遣の件
- 第34 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時01分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員数は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は佐藤代表監査委員の出席をいただいております。

日程第1、議案第65号の訂正の件を議題といたします。

この議案第65号については、9月15日に会議規則第19条に基づき、皆様に配付した資料のとおり訂正請求書が提出されております。

議案第65号の訂正について説明を求めます。総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、私から議案第65号について、議案名、表題部に錯誤がございましたので、訂正をお願いいたします。

議案書18ページ及び19ページをお開きください。

お手元に配付の別紙の正誤表のとおりでございますが、議案名、その表題部でありますけれども、18ページで「にかほ市と秋田県との間における」とあるのを「にかほ市と秋田県との間の」、つまりは「における」を「の」に訂正をお願いするものでございます。

なお、本議案は、既に委員会付託となり、議案審査を終えておりますが、事務委託に関する協議内容の変更ではございませんので、御理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

大変遅くなりまして申しわけございませんでした。

●議長（菊地衛君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号の訂正について、これを許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号の訂正については許可するこ

とに決定しました。

●議長（菊地衛君） これから一般会計決算特別委員会及び一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時04分 休 憩

.....

一般会計決算特別委員会会議録

出席委員（18名）

2番	渡部幸悦	3番	佐々木雄太
4番	佐々木正明	5番	奥山収三
6番	伊藤知	7番	伊藤竹文
8番	飯尾明芳	9番	市川雄次
10番	佐々木弘志	11番	佐々木平嗣
12番	小川正文	13番	伊東温子
14番	鈴木敏男	15番	佐々木春男
16番	宮崎信一	17番	加藤照美
18番	佐藤元	19番	佐藤文昭

.....

欠席委員（0名）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	佐藤信夫	班長兼副主幹	加藤潤
主事	須田拓也		

.....

説明員

市長	横山忠長	教育長	齋藤光正
総務部長 (危機管理監)	齋藤均	財務部長	佐藤正春
市民福祉部長	伊東秀一	農林水産建設部長	佐藤正
商工観光部長 (雇用対策政策監)	佐々木敏春	教育次長	齋藤義行
ガス水道局長	高橋元	消防長	伊東善輝
会計管理者	齋藤洋	総務部総務課長	齋藤隆

企画課長	佐々木 俊 哉	財政課長	佐藤 正 之
会計課長	加藤 信 子	市民課長	渋谷 憲 夫
福祉課長	阿部 聖 子	観光課長	佐藤 均
教育総務課長	池田 昭 一	管理課長	佐藤 次 博
監査委員事務局長	加藤 文 芳		

.....

午前10時05分 開 会

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） ただいま出席している委員は18名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計決算特別委員会を開会します。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。12番小川正文総務小委員長。

【総務小委員長（12番小川正文君）登壇】

●総務小委員長（小川正文君） おはようございます。それでは、本委員会に9月4日付で付託になっております事件につき、審査が終わっておりますので、報告をいたします。

議案第66号平成26年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定中の総務部、財務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員に関する事項、その他について、全員の賛成により認定と決しております。

審査の内容について報告をいたします。

総務課関係につきましては、歳入61ページ、20款5項6目1節雑入、歳出では87ページです。源泉徴収税遡及徴収分、この原因についてはという質疑がありました。

全国的に税務署の調査が入り、各種委託料につきましては個人事業主の場合は報酬となりますが、この場合、源泉徴収をしないで個人に支払うのが通例となっており、それに対して源泉徴収をすべきものであるとの指摘があり、調査した結果、23人の未収入がありました。これは平成22年1月からの徴収であります。

歳出83ページ、2款1項1目13節委託料、コミュニティバス運行委託料についての質疑がありました。コミュニティバスの市の負担が増えてきている。県の補助金も減ってきているが、この要因について。

利用者の減少が大きな要因です。また、利用者が減少すると、県でも補助金が減少する仕組みになっております。また、日曜日運行につきましては、収入面から見ますと、学生が乗ることが非常に貢献度が高い状況です。日曜日に運行することは、運行回数が増えて委託料も増えることになり、今のところ難しいというのが現状です。

財政課関係です。

歳入20款5項6目1節の建物・自動車共済保険料自治会等分担金についての質疑がありました。釜ヶ台地区多目的集会施設等8物件が対象となっていますが、使用団体に負担すべきものではないのかについては、釜ヶ台地区多目的集会施設等8物件の保険料は市の施設であることから、所管課で納付しているため、使用者から等価保険料相当分をいただいているものです。平成25年までは一部集落所有の施設の保険料についても、一括して市で負担し、保険料相当額を各集落から負担してもらう方法をとっておりましたけれども、委員会の指摘を受け、現在は各集落がそれぞれ民間の保険会社に入っております。

税務課関係です。

税の差し押さえについての質疑がありました。差し押さえる際の預貯金や給与の差し押さえの基準についてであります。

納付期限より二十日をめどに督促状を發布し、その後、電話催促、文書、訪問催促を行い、それでも納付の意思が見られない場合、財産を差し押さえをいたします。ただ、固定資産を押さえますと換価が難しい面もあり、換価がしやすい預貯金や給与を優先的に差し押さえをしております

また、財産や預貯金があっても、ローン等の支払いを優先する方もおり、差し押さえの処分に踏み切っております。

101ページ、2款2項1目19節地方税電子化協議会に加入のメリットについては。

この協議会には全国の市町村等が加入しております。地方税の申告、申請、届け出をインターネットにて電子機器で行えるeL TAXを開発、運用している団体であります。そちらに対する負担金となっております。eL TAXの導入によりまして紙媒体での提出が減りますので、市側だけではなく、企業側にもメリットが生じることになります。また、税務署との国税連携などにより税務署申告したもののデータを受け取ることもできますので、税業務には必須のシステムとなっております。

企画課関係であります。

歳入1款1項1目1節寄附金の中のふるさと納税についての質疑がありました。

ふるさと納税の額の範囲、寄附者の所在地、使い道、メニューについてであります。

金額については、少ない方で2,000円、一番多い方で1,000万円。

所在地につきましては、各自さまざまですが、ふるさと会の会員の方が主なところであります。

メニューにつきましては、豊かな自然環境の保全や美しい景観の保全事業、伝統芸能や地域文化の伝承並びに史跡等の保全、継承事業など、その他まで七つの項目が挙げられております。1,000万円寄附された方の使い道については、池田修三氏関係に係る事業について使ってくださいと言われております。今は活用しておりませんが、今後の事業に活用していきたいと思っております。

次に、防災課関係であります。

223ページ、9款1項5目19節負担金補助及び交付金の中の集会施設耐震改修補助金について質疑がありました。

耐震改修の状況について。

現在、自治会所有の集会施設は101施設あります。そのうち52施設が耐震なしと判断されております。平成26年度まで7施設が改修済みです。残り45施設が未改修の状況です。

同じく223ページ、仁賀保高校自主防災組織運営費補助金につきましては、仁賀保高校自主防災組織を市の自主防災組織と認め、生徒1人当たり100円程度の計算で4万5,000円の補助金を交付し、自主防災組織の活動の費用に充てているものであります。

147ページ、4款1項1目11節の中の消耗品費、備蓄食料とはどのくらいか。また、買い換えサイクルについての質疑がありました。

備蓄食料は、主に防災センターに主食約1,500食備蓄してあります。そのほかにフルーツ缶詰めや栄養補助食品も備蓄してあります。秋田県が示した県と市町村が最低限備蓄する目標数量は、にかほ市では主食3,766食を平成30年までに備蓄するよう定められており、市ではそれに向けて整備を進めているところです。備蓄費用はおおむね5年で消費期限を迎えることから、5ヵ年で目標数量に達するよう、年間で700食から800食を補充しております。

消防本部関係であります。

バイク隊についての質疑がありました。現在、隊員は7名、基本的には消防団員、消防団OB、退職職員OBの支援団体に構成されております。月に1回の割合で集まって訓練をしております。出動の判断は、災害時、消防車両等が行けないところに出動をお願いするようしております。今のところ出動の機会はありません。

次に、選挙管理委員会、監査委員関係についてであります。109ページ、2款4項5目8節報償費の中の明るい選挙推進協議会についての質疑がありました。

委員は10人で任期は2年、選挙が始まる前に会議を開いて、市民に啓発活動を行っています。特に企業、あるいは事務所の訪問が多いと伺っています。

以上で報告を終わります。

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。9番市川雄次教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（9番市川雄次君）登壇】

●教育民生小委員長（市川雄次君） おはようございます。それでは、ただいまから一般会計決算特別委員会教育民生小委員会の決算審査の内容について報告させていただきます。

議案第66号平成26年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定中、市民福祉部及び教育委員会に係る内容については、賛成多数により認定に決しております。

それでは、各課の主な審査の内容を報告いたします。

初めに、市民福祉部関係です。

市民課についてですが、特定健康診査についてですけれども、昨年より集団健診の受診率が下がっ

ていますが、その考えられ得る理由は何ですか。また、受診率の向上対策はどうなっていますかとの質問です。

これに対しては、特定健診の受診率は伸び悩んでおりますが、かわりに人間ドックの受診率が上がっております。人間ドックに流れているのではないかと考えております。

受診率の向上対策については、今年度は受診集団健診の回数は変わりませんが、個別検診の受診期間を昨年度の11月から2月まで引き延ばし、忘れていた方でも受診できる機会をとっております。また、未受診者に対しては、個別の通知ではありませんけれども、来月に集団健診の追加分を開催すること、そのお知らせを今月末に郵送する国保の保険証に同封して全戸配付することとして通知を図っていききたいとの答弁でございます。

生活環境課です。

各自治会、町内会から出された地区要望に対する実施率はどのぐらいですかとの質問です。

答弁です。防犯街灯とミラーの新設等は100%が地区要望です。また、ごみステーションの新設や緊急の修繕の補助などの要望についても100%で対応しております。

もう一点です。熱回収施設の熱のリサイクルは、一部利用とのことですが、今後の活用方法についてどのように考えていますかとの質問です。

熱回収施設の補助金の要件は、熱利用が10%以上です。計画では、施設内暖房や給湯関係、冬場であれば融雪等に使用すると、10%以上の使用が見込まれ得る計画となっております。その他の熱については、利用に供する配管は工事で敷設する計画ですが、16時間運転でどれくらいの熱が供給できるかを考慮しながら、どのような施設に利用可能であるかを今後検討していききたいと思っておりますとの答弁でございます。

福祉課です。

戦没者追悼式ですが、年々参加者が高齢になって少なくなってきていますが、人数が幾ら減ってもやり続けていくということなのでしょうかと質問です。

これに対しては、確かに参加者の人数は、高齢化により間違いなく年々減ってきております。ただ、この平和祈念戦没者追悼式というものの考え方から、県と同じように、にかほ市としても戦没者に対しての気持ちを込めた追悼式として今後も計画していかなければならないと考えています。いずれにしる遺族会の方々と協議しながら進めていききたいと考えています。

もう一点です。社会福祉協議会運営費補助金に関連して、その補助金や委託金が適正であるかどうかの監査はどうなっていますか。また、その場合、市から委託している委託料は間に合っているものなのですかとの質問です。

平成25年度から社会福祉法人の監査は、県から市に権限移譲がなされております。社会福祉協議会に限って申し上げますと、2年に一度の監査ということで、平成25年度及び平成26年度の監査を今年の3月に市で初めて実施しております。

委託料についてですが、委託料は受託を受ける社会福祉協議会の事情や内容について協議し、市で積算し、適切かつふさわしい委託料を算定しているものと考えておりますとの答弁です。

子育て長寿支援課についてです。

児童福祉費負担金滞納繰越金についてですが、平成25年度は153万円の不納欠損でしたが、平成26年度は11万円と少なくなっていますが、その理由は何ですかとの質問です。

これに対しては、平成25年度は、それまでに不納欠損処理しないまま時効を迎えていた分について行ったものです。平成26年度は、1件のみの該当で不納欠損処理をしております。この不納欠損については、連絡を取れないということで、収納の見込みがないために行われたものですとの答弁です。

健康推進課です。

フッ化物洗口事業についてですが、すべての保育園でやっているわけでもなく、全員がやっているわけでもないということのようですが、市からの指導等はどうなっていますかとの質問です。

これに対しては、受け入れてくれる保育園に年1回、年長児の保護者にフッ化物洗口の必要性を説明しております。小学校にも希望があれば説明に行っています。説明後に保護者に希望用紙を配付して、希望の有無を取ってから実施ということになっています。

小・中学校については、すべての学校で実施していますので、特に勧奨はしていません。保育園については、50%の実施率ですので、を毎年実施のお願いはしています。参加率は年々上がってきているのではないかと判断しております。

もう一点ですが、高齢者肺炎球菌予防接種の接種率が32.6%ということですが、一生に2回しか打てないということで、どの時点で打つかということなど、今後どのように推進していきますかとの質問ですが、これに対しては、10月1日から定期接種となり、平成26年度は接種率が約3割ということでした。その前から市では独自の事業として75歳以上の希望する方を対象に任意接種を実施し、既に400人の方が受けていますので、にかほ市では約1,000人の方が受けたということになっています。肺炎は高齢者の死亡原因の上位になっておりますので、今年度も新たな対象者に個人通知をして接種勧奨をしていきたいと思っています。ただ、一生のうち2回しか受けられないということで、主治医とよく相談の上、受けていただきたいということはお知らせの中に入れていきたいと思っていますとの答弁です。

続いて、教育委員会に関する内容です。

教育総務課です。

奨学生選考委員会を年に3回開催する意義は何ですかとの質問です。

これについては、1回目は年度の初めに開催するものです。これについては、大学や高校等に進学した方を対象に行います。2回目は、1回目の募集の際に申出や申請をおくれた方、または海外の大学が9月入学ということで、そうした方々を対象にした選考会を行っております。もう一回の3回目については、これは年明けの1月に行う選考会ですが、これは次年度に入学する方々の入学一時金を対象に選考しているものですという答弁でございます。

学校教育課です。

平成26年度事業の教育委員会に関する事務の点検評価報告書により、市内小・中学校でのNRT、CRTの実施について、外部評価委員よりさらなる工夫を求めるといった評価を受けていますが、これについて全国学力調査の結果を踏まえつつ説明してくださいとの質問でございます。

これに対しましては、4月21日に実施され、8月25日に公表された全国学力調査の結果については、新聞の報道によりますと、秋田県は小学校で国語・算数が1位、理科が3位ということでした。中学校は国語が1位、数学・理科が2位という結果になっております。

にかほ市の結果につきましては、小学校は全教科で全国を上回り、秋田県との比較でも平均を上回っております。中学校は、国語A・Bは下回っておりますが、数学A・Bは上回っておりますし、理科はちょっと下というぐらいの内容になっています。

結果として、小・中学校ともに算数、数学、理科が平均を上回っており、にかほ市では理数教育重視のために算数、数学、理科の指導員を配置し、指導強化を努めてまいりましたが、その成果が出たものと分析しております。今後さらに学力向上の取り組みを、全教科に広げていきたいと考えておりますとの答弁です。

また、CRTとNRTについてですが、CRTについては、その年度の学年で身に付けておかなければならない学力の調査、NRTは前の年度の学年の学力がどの程度身に付いているかを確認する調査で、この両者についても陥没点、点数が落ちているところですが、その陥没点がどの学年で、どの学校も共通しておりますと。この点を工夫する必要があるとの指摘を受けたというのが先ほどの外部評価でございます。

改善策の一つとしては、各学校にこの陥没点に当たる分野の研究授業に取り組んでもらうように考えておりますとの答弁です。

フェライト子ども科学館についてです。

火災復旧工事の際に照明をLEDに交換したことで、電気料は低く抑えられたという結果になっていますでしょうかとの質問です。

これについては、火災前の平成24年度決算——平成25年度はちょっと火事ありましたので、平成24年度の決算と比較して20.2%の減となっております。気象条件やお客さんの入り込みなどのさまざまな要因がありますけれども、約2割のLED効果があったものと判断しております。

白瀬南極探検隊記念館ですが、入館者が前年度比の6.5%減とのことですが、どのような分析をされていますか。エージェント回りについては、どの辺を回っているのでしょうかとの質問です。

平成26年度は各種マスコミを使ったり、最近ではテレビ局、旅行エージェントを回ったりして、各種施策を講じることで現状を保っていると分析しております。今後、象潟インター開通も含め、対策を練っていききたいと考えております。

エージェント回りについては、由利地域振興局、由利地域観光振興会と共同歩調をとっています。そのときの人数は多くて6人から7人ぐらいで、地元の観光業者も同行しております。

スポーツ振興課です。

スポーツ宿泊センターに関してですが、大学チームへのセールスに行ったということですが、何件ぐらいの大学に行ってセールスをしてきたのでしょうかとの質問です。

これについては、2名の職員が2月21日と22日にかけて、こちらから連絡をした上で感触の良かったところを回ってきました。訪問した先、回った先ですが、サッカーチームについては筑波大学、神奈川大学、FC東京、野球チームについては、TDKと練習試合を行っている東京情報大学を訪

問しております。

また、専修大学の斎藤監督が、にかほ市象潟出身であるということで、さらに昨年優勝したということもありまして、このチームに来てもらえないかということで連絡しましたが、当日は遠征中ということで会うことはできませんでした。しかしながら、今度来訪されたときには、ぜひ寄って話をしてくださいと言っていただいております。

また、東洋大学の野球部も、残念ながら会えなかったんですけども、TDKの野球部OBから紹介してもらっておるという状況にありますとの答弁でございます。以上です。

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。10番佐々木弘志産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（10番佐々木弘志君）登壇】

●産業建設小委員長（佐々木弘志君） おはようございます。

それでは、一般会計決算特別委員会産業建設小委員会に付託されました、議案第66号平成26年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、農林水産建設部、商工観光部及び農業委員会に関する事項の内容についての報告をいたします。

議案第66号平成26年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定のうち、当委員会所管に関する事項は、全員の賛成により認定しております。

各項目の主な審査の内容について報告します。

初めに、農業委員会についてです。

農業委員について質問がありました。

答弁です。さきの改正農業委員会改革法案が8月28日付で可決されました。法の適用が9月4日に公告されております。それに伴い、農業委員の任期も自動的に平成28年3月31日まで延長されます。法律の施行が来年4月1日ですので、3月定例市議会で承認を得たいと考えております。改正後の法律は、市長が議会の同意を得て任命することになります。

農林水産課関係です。

質問です。不作付地解消支援事業について、予算が使われていないようですが、事務報告書を見ると不作付地のなたね等不作付地加算がついています。その関連と、「にかほ市の農業」に不作付地に関していろいろ書いていますが、なぜお金が使われなかったのかとの質問です。

答弁です。補助金を使わなかったということです。事業の内容は、不作付地に暗渠などをするものです。事務報告書155ページについて、前年是不作付地ですが、今年作付したということです。

質問です。昨日現地確認した田も葦が生えているところが九十九島以外にもありました。不作付地を解消するための補助金を使われないというのは、PR不足ではないでしょうかとの質問です。

答弁です。周知については、JA等の座談会で説明しております。補助金が使われない理由とし

ては、一度葦原になると、また作付しようとしなないのが原因と思われる。葦等を刈って管理をしていただきたいのですが、市で干渉できないのが現状ですとの答弁です。

質問です。金浦地区に安定的な水産資源の保護、育成、漁獲量の拡大を図るため、築磯の造成をしたことに対して、今後どのような計画でいますかとの質問です。

答弁です。金浦の漁場の計画ですが、平成25年から平成31年までの計画で、県営で行う計画です。建設課関係です。

質問です。河川浚渫、抜木にかかわる処理委託料ですが、5カ所の河川を整備したということですが、抜木工事5カ所の河川はどこですかとの質問です。

答弁です。象潟の大潟川、三本堰川で、流木等の撤去作業に入っています。県管理の象潟川ですが、腰丈橋の下に流木や網等が引っかかりまして、橋の下については管理が橋ということで県の方から来て指導されまして、我々の方でごみの撤去等をしています。千刈田川と前見川で、若干ですが抜木等作業をしています。以上5河川ということですのでとの答弁です。

観光課関係です。

質問です。鶴泉荘の収支が赤字になっているということですが、今後、市の公共施設の適正管理の面から見て、どのように維持していく考えですか。食事提供の手数料5%をもらうことをやめ、支出の部分だけ増えていくことになると思うのですが、そのあたりの計画についてはどのように進めていくのですかとの質問です。

答弁です。全施設そのような見直しがかかってくるものと思います。鶴泉荘は、地域の福祉施設として整備された経緯もあり、地域の福祉施設、温泉入浴施設としては必要と考えますが、宿泊営業施設としては民間施設と競合する部分もあるので、その辺を考慮して検討する必要があると考えておりますとの答弁です。

商工課関係です。

質問です。産業振興事業委託料について、事務報告書に新産業プロジェクトは想定されていなかった点が課題となり、実施段階直前で終了してしまうことになったとあり、平成27年度予算にはこれに関する予算がなかったわけだが、この説明をお願いしますとの質問です。

答弁です。新産業プロジェクトについては、市内企業とコーディネーターの見山先生、市が加わり、産学官連携ということでプロジェクトを立ち上げました。見山コーディネーターが紹介したスーパー・フェイズという会社は、紙おむつの機械を販売する会社ですが、この機械の販売を一つのテーマとして小型化ということで取り組んだわけですが、スーパー・フェイズがファブレス企業、生産手段を持たない会社のため、市内企業で生産してもらいたいという意向があり、市で紙おむつの機械を購入して、使用済み紙おむつのリサイクルモデルケースを作ればという思いもあり、事業がスタートしたものです。最終的に試作機を作るためには費用がかかりますが、その費用を市が補助するか、あるいは市が購入するといった確約がなければ企業の皆さんが事業をスタートできないということで、これが想定していなかった点となります。市では、プロジェクトという場を提供して、企業の皆さんが連携して自分たちが試作機を作って販売していくという認識でしたが、そこがすんなりいかなかった状況です。よって、プロジェクトの中では試作機が完成せず、その後、三者

で分科会を立ち上げましたが、受け継いでプロジェクト継続していますとの答弁です。

以上で一般会計決算特別委員会に付託された議案第66号平成26年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定のうち、一般会計決算特別産業建設小委員会で審査いたしました結果についての審査報告を終わります。

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

ちょっと休憩します。

午前10時40分 休 憩

午前10時41分 再 開

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 会議を再開します。

これから議案第66号平成26年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第66号に対する討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第66号平成26年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての各小委員長の報告は、いずれも認定とするものです。各小委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 起立多数です。したがって、議案第66号平成26年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これで一般会計決算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計決算特別委員会を閉会します。

午前10時43分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計決算特別委員会
委員長

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（18名）

2番	渡部幸悦	3番	佐々木雄太
4番	佐々木正明	5番	奥山収三
6番	伊藤知	7番	伊藤竹文
8番	飯尾明芳	9番	市川雄次
10番	佐々木弘志	11番	佐々木平嗣
12番	小川正文	13番	伊東温子
14番	鈴木敏男	15番	佐々木春男
16番	宮崎信一	17番	加藤照美
18番	佐藤元	19番	佐藤文昭

.....

欠席委員（0名）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	佐藤信夫	班長兼副主幹	加藤潤
主事	須田拓也		

.....

説明員

市長	横山忠長	教育長	齋藤光正
総務部長 (危機管理監)	齋藤均	財務部長	佐藤正春
市民福祉部長	伊東秀一	農林水産建設部長	佐藤正
商工観光部長 (雇用対策政策監)	佐々木敏春	教育次長	齋藤義行
ガス水道局長	高橋元	消防長	伊東善輝
会計管理者	齋藤洋	総務部総務課長	齋藤隆

企画課長	佐々木 俊 哉	財政課長	佐藤 正 之
会計課長	加藤 信 子	市民課長	渋谷 憲 夫
福祉課長	阿部 聖 子	観光課長	佐藤 均
教育総務課長	池田 昭 一	管理課長	佐藤 次 博
監査委員事務局長	加藤 文 芳		

.....

午前10時50分 開 会

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） これから、一般会計予算特別委員会を開会します。
ただいま出席している委員は18名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。12番小川正文総務小委員長。

【総務小委員長（12番小川正文君）登壇】

●総務小委員長（小川正文君） それでは、去る9月4日に本委員会に付託になった事件につきまして、審査が終わっておりますので、報告をいたします。

議案第75号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についての中の総務部、財務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員会に関する事項、その他については、全員の賛成により可決と決しております。

議案第83号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての中の総務部に関する事項について、全員の賛成により可決と決しております。

審査の内容について報告をいたします。

議案第75号についてです。

歳出です。9款1項5目8節の避難行動要支援者支援プラン策定委員会の報酬の対象者について質疑がありました。

この組織は、新たに作られたものであります。市職員を含めた23名を予定しています。報酬の対象者となるのは、各地区の防災組織連絡協議会会長3名、各地区の民生児童委員連絡協議会会長3名、社協、金浦療護園、薫風園、楽しいわがやの10名です。

歳出です。2款1項9目13節、由紀さおり・安田祥子コンサートについての質疑がありました。

11月に1回の公演を行う予定で、1,600人の聴衆を見込んでいます。

委員からは、ポスター等の公演の内容はいつごろ行うのかについては、ポスター等については既に公民館等に貼られております。また、詳しい内容につきましては、9月15日号の広報の中に掲載する予定だと伺っています。

次に、議案第83号についてであります。

質問です。TDKへの激励金の根拠と組織の応援ツアーは考えておりますかについては、今回の社会人野球日本選手権出場に対しての事例はありませんでした。そういう中で由利本荘市と協議の中で100万円を激励金として贈ろうとの協議が整いましたので、今回の提案になっています。

応援ツアーにつきましては、今のところ考えておりません。ただ、TDKとの話し合いは行っております。

以上です。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。9番市川雄次教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（9番市川雄次君）登壇】

●教育民生小委員長（市川雄次君） それでは、一般会計予算特別委員会教育民生小委員会の審査の内容について、報告させていただきます。

議案第75号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）中、市民福祉部及び教育委員会に係る内容についても、賛成多数で可決しております。

では、主な審査の内容を報告します。

初めに、市民福祉部関係です。

市民課ですが、地方公共団体情報システム機構とは、どんな団体ですか。また、委託する内容についてはという質問です。

この団体の前身は、住民票のコードを付番するときの地方自治情報センターで、マイナンバーのために名前を変えたものです。委託内容は、主に通知カードの作成、発送、個人番号通知カードの申込処理、個人番号カードの製造、発行となります。

続いて、子育て長寿支援課ですが、平成29年度のねりんピックサッカー会場ということで、山口大会を視察することについて予算が立てられておりますが、どういう内容ですかとの質問です。

秋田県からの補助金は15万円ですが、これは上限15万円の2分の1助成です。今回は、子育て長寿支援課職員1名、スポーツ振興課職員1名の2名で行きますと。補助金は、旅費だけでなく準備に係る消耗品等も含めたものです。

ねりんピックは正式名称を全国健康福祉祭といい、60歳以上の方が参加する祭りという意味合いが強く、サッカーだけでなくさまざまなイベントや事業が各県の各会場で行われます。例えば、スポーツ交流大会、健康づくり教室、ふれあいニュースポーツ、健康フェア、美術展や高齢者の生きがいに関するシンポジウムなど、さまざまなイベントが開催される予定ですよという答弁です。

健康推進課です。

スマイルの玄関前工事と今後の修繕見直しについてですが、現在、浮いてしまっているところと、

今後浮くであろう場所を含めて、一度タイルを全部剥がしてもう一度新しいタイルを貼り直すという作業です。今後について、建物自体が20年を経過し、老朽化が進んでいるところがありますので、そこら辺を見きわめながら計画的に修繕していきたいと思っています。現時点では、中でも特に浴室の漏水が問題となっておりますので、修繕について検討していきたいと思っています。

もう一点ですが、まちなかうオーキングについての内容です。

にかほ市と友好都市を結んでいる松島町、距離にして180キロメートル、大洗町、同じく450キロメートル、東京都の浅草、530キロメートルまでの距離分を、4月1日から10月20日までの期間にウオーキングをしてもらおうという事業です。申し込みをしてもらった方には万歩計をつけてもらい、ウオーキングしたときの歩数と距離を事前に渡したカードに記入して記録してもらいます。この歩いた距離の合計に応じて、松島、大洗、浅草の特産品をプレゼントしようというものです。1人当たりの単価は1,500円で、最初は50人くらいという予想をしていたのですが、最終的には申込者が90人ということで、かなり反応がある状態にありますと。

続いて、教育委員会関係についてですが、学校教育課です。

上郷小学校について、平成27年度は県の配慮によって複式学級は解消されましたが、平成28年度はどうなりますかとの質問です。

平成28年度の実施について、まだ県の方針は決まっておりません。これからの話し合いで決まることとなります。また、たとえ県による配慮がない場合においても、平成27年度の当初予算に見られるように、市で講師を配置しながら予算を確保し、複式学級の解消に努めていきたいと考えておりますとの答弁です。

文化財保護課です。

埋もれ木保管施設として資料館の脇に施設を置くのもよいんですが、もっと人の目につくところに置くのはどうでしょうかとの質問です。

答弁ですが、ジオパーク構想、文化財の歴史的観点から、いろいろ検討しました。出土した現場に近いところはリアリティがありますが、現実問題は難しく、それではどこに置くのかということになり、公共施設では市役所、公民館、あるいは道の駅と検討しました。人が一番来るところとなると、これから整備しようとする観光拠点センター（仮称）ができる道の駅が最適かとも考えました。しかし、埋もれ木の大きさを見ると、今のところ適切ではなく、現在の資料館脇の場所が、現時点ではよいのではないかと結論に達しました。いずれにしろ半永久的なものではございません。この施設では、10年から15年もてばよいと考えております。その後のことは、木の状態、人の流れを見ながら検討していければなというふうに現時点では考えておりますとの答弁でございます。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。10番佐々木弘志産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（10番佐々木弘志君）登壇】

●産業建設小委員長（佐々木弘志君） それでは、一般会計予算特別委員会産業建設小委員会に付託されました議案第75号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、農林水産建設部、商工観光部及び農業委員会に関する事項の内容について報告いたします。

議案第75号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、当委員会に関する事項については、全員の賛成により可決しております。

主な審査の内容を報告します。

初めに、農林水産課関係です。

質問です。漁業関係の補助金の申請についての流れについて説明願いますとの質問です。

答弁です。あくまで漁業者からの申請になります。漁業会から県に申請して、事業経営に関する意見書を市で提出することになります。順番として事業主体から県・市、双方に申請するような形になりますとの答弁です。

質問です。県で対象になるが、市で対象にならないという状況もあり得るのでしょうかとの質問です。

答弁です。県が補助事業として認めた場合のみ、市でも補助するというので、市の条件等はありませんとの答弁です。

質問です。前の質問に関して逆のパターンもありますかとの質問です。

答弁です。現在、市の補助要綱にはありませんので、そのようなケースはありません。市単独の補助はありませんので、市が先に補助採択するということはありませんとの答弁です。

質問です。農家に関しては補助金がありますが、漁業に関しては市単独補助はないのでしょうかとの質問です。

答弁です。ありませんとの答弁です。

質問です。今後、漁業者に関する支援に関して、市で補助金を出すようなことをするべきだと思います。市から積極的にPRして、漁業者を守る支援策を考えるべきだと思いますが、いかがですかとの質問です。

答弁です。要望がありません。これまでの慣習と思いますが、今後、話し合いの場を設け、勉強しながら補助金制度を作成したいと考えますので、何に対して補助金を措置してほしい等、話を受けて支援策を検討したいと思いますとの答弁です。

観光課関係です。

質問です。観光拠点センターの件ですが、本体工事に関しては市民から電気、設備、建築等、ばらばらに発注せず、なぜ一本で入札したのかという意見が出ています。今度の直売所の解体、外構工事、道路の舗装などに関しても、一本で指名競争入札する予定ですか。本体工事のことも踏まえて、できれば市内業者に分割して発注してほしいという要望があります。また、備品の購入に関しても、できるだけ市内の事業所を使っていたきたいのですが、使えるものなのでしょうかとの質問です。

答弁です。本体工事を一本で発注した件については、分割で発注すると諸経費がかさむこともあ

り、そのような形で進めた経緯があります。今回の外構工事に関しても一本で発注したいと考えております。それは、現在の本体建築工事が12月末に完了予定で、渡り廊下と足場の部分が直売所の解体後になるものですから、別々に発注することによって同じ工事現場に複数の業者が入ることによってロスが出るということ、諸経費的な部分が大きくなるのが大きな理由です。工事発注に当たって、受注業者には市内業者を優先的に利用してほしいということは伝えております。備品購入に当たっては、地元業者への発注を考えておりますとの答弁です。

質問です。このような大きな事業は、毎年あるものですが、地元の企業に恩恵を与えるということが一番重要になってくると思います。予算縮小のため、一本にしたいという考え方も分かりますが、できるだけ地元企業に恩恵を与える施策をとることも行政の仕事だと思いますので、そのあたりも考えていただきたいとの質問です。

答弁です。現在の工事工程も含めながら、外構工事をどのように進めるか、再度確認しながら発注準備を進めたいと思いますとの答弁です。

引き続き、議案第82号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についてのうち、商工観光部に関する事項の内容について報告いたします。

議案第82号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についてのうち、当委員会に関する事項については、全員の賛成により可決しております。

主な審査内容を報告します。

観光課関係です。

質問です。不特定多数の観光客が集まる施設ですので、このシステムを使って防災に関する呼びかけ、避難誘導等が必要かと思いますが、そのような機能は有しているのでしょうか。また、バックアップ電源等、災害発生時、停電時にも、ある程度の時間、避難勧告や避難場所のお知らせができるよう機能を有していますかとの質問です。

答弁です。

現段階で防災関係のシステムは入っておりません。防災に関しましては、国土交通省へ問い合わせをしており、尾花沢のサービスエリアでタッチパネルの地域情報や防災情報が見られるシステムがありますので、将来的に本市でも導入できないかお願いしております。

今お話のあったとおり、津波の被害を受けかねない場所に建てますので、さまざまな情報が入ってくるような仕組みを今後備えていく必要があるかと思えます。

また、バックアップ電源についてですが、観光拠点センターそのものについては、停電時でも水道等が止まらないシステムを確保していますので、このシステムがデジタルサイネージでも活用できるよう検討してまいりたいと思いますとの答弁です。

以上で、一般会計予算特別委員会に付託された議案第75号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）並びに議案第82号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）のうち、一般会計予算特別産業建設小委員会で審査いたしました結果についての審査報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第75号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第75号に対する討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第75号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第75号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立多数です。したがって、議案第75号は、各小委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第82号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第82号に対する討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第82号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についての産業建設小委員長の報告は、可決です。議案第82号は産業建設小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立全員です。したがって、議案第82号は、産業建設小委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第83号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第83号に対する討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第83号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての総務小委員長の報告は、可決です。議案第83号は総務小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立全員です。したがって、議案第83号は、総務小委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前11時16分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前11時29分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第60号にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてから日程第25、議案第83号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についてまでの議案24件、日程第26、請願第1号T P P交渉にかかる国会決議の実現に関する件についてから日程第29、陳情第13号外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情までの請願1件及び陳情3件、計28件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計決算特別委員長並びに一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。12番小川正文総務常任委員長。

【総務常任委員長（12番小川正文君）登壇】

●総務常任委員長（小川正文君） それでは、去る9月4日に本委員会に付託になっております事件につきまして、審査が終わっておりますので、報告をいたします。

議案第60号にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成により可決と決しております。

議案第63号新市まちづくり計画の変更について、賛成多数で可決と決しております。

議案第64号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、全員の賛成により可決と決しております。

議案第65号にかほ市と秋田県との間の行政不服審査会に関する事務の委託について、全員の賛成により可決と決しております。

陳情第11号マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情、賛成なしで不採択と決しております。

陳情第12号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出についての陳情については、全員の賛成により採択と決しております。

陳情第13号外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情については、全員の賛成により採択と決しております。

審査の内容について報告をいたします。

議案第60号についてであります。

委員からは、次のような質問がありました。

第9条2における実施機関とは、どのようなところを指すのか。また、個人の生命、身体又は財産の保護とは、どのような状況のことを指すのですか。

答えは、実施機関とは市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、公営企業管理者、固定資産評価審査委員会及び議会を指します。

また、個人の生命、身体又は財産の保護とは、どのような状況かということですが、災害等の大規模災害を想定しており、当該災害時により本人の同意を得ることが困難な場合のみ、本人同意を得ないで特定個人情報を利用することが可能になります。

マイナンバー制度の施行に当たり、行政におけるメリット・デメリットについての質疑がありました。

メリットは、大きく分けて3点あります。

1点目は、公平・公正な社会の実現です。所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方に、きめ細やかな支援を行うことができます。

2点目は、行政の効率化です。行政機関や地方公共団体等でさまざまな情報の照合、転記、入力などに要する時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

3点目は、国民の利便性の向上です。添付資料の削減など行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりすることができます。

デメリットにつきましては、特に回答はございませんでした。

次に、議案第63号についてであります。

委員からは、次のような質疑がありました。

この計画の変更にあたって内部で話し合いをした結果、このようにまとまったという話を聞きました。もちろん県からの指導もあったということですが、これまでの経緯について伺います。

これについては、合併特例債の活用をできる期間が5年間延長になったということが主眼であります。したがって、現在の計画は10ヵ年計画で、今年度の平成27年度までで、このままでは変更がなければ合併特例債が使えなくなるという事態になりますので、今回は5ヵ年の延長を申し出まして計画を変更するという事です。

また、合併協議会で策定した新市まちづくり計画を引き継ぐ形で市の最高の位置づけとして10ヵ年の総合発展計画を立て、それに基づいてさまざまな事業を展開してきたところであります。

合併10年を経過する今、具体的な施策の中に新市まちづくり計画の方針に沿ってはいますが、具体的に表記がない事業も出てきています。新市まちづくり計画に盛り込んでいけば、場合によっては合併特例債が活用できるという事業もございます。このような理由から、計画の方針と重要施策は何ら変わりませんが、具体的な表記をつけ加えることにより、今後5年間で合併特例債を活用できる事業も考えられるのではないかと、変更内容の多くは文言の追加であります、今回盛り込んだところであります。

庁内の検討につきましては、それぞれ所管事業の中で合併特例債が有効に活用できる事業については盛り込んだという方針で、それぞれ見直しもしてもらいました。

また、内部協議については、どのような形で連携をしたのか。

これについては、新市まちづくり計画の一部変更、内容そのものがそのものであります。個別に

ヒアリング、協議したということです。主要施策の中の文言を加える、あるいは改めるとしたものが、そういう内容であります。

次に、今回提案された新市まちづくり計画、3月に提出された財政改革大綱の財政計画が平成27年度以降の数値が異なっているが、一本化できなかったのかについては、本会議でも申し上げましたけれども、財政改革大綱は平成26年度の予算をもとに推計を立てています。今回のまちづくり計画は、平成26年度の決算をもとに推計を立てています。その違いであります。今回は、結果として出た数字がありますので、実績の数字を使い、現実には即した形で推計したということでもあります。

なお、この案件につきましては、反対討論がありました。

伊東温子議員から当委員会に質疑通告が出ております。質疑の内容については、新市まちづくり計画は、市民を含めた仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会で策定されたものです。今回の変更は、庁内での検討とのことでした。10年間、新市まちづくり計画に沿って事業計画がなされてきたと思います。今後も、少なくとも平成32年までの計画であり、その後の財政的な課題もあることから、市民参加により周知、検討、協議が必要と思われませんが、どのように考えていますか。特に4の2の1の「(3)高齢者・障害のある人、子育て中の親等が相互交流や活動できるよう、医療・福祉・育児・商業施設などの多目的機能を持った区域を整備します。」の追加については、市民に周知していない事項です。このことについて伺います。

今回の新市まちづくり計画の変更は、さきに議案説明やその後の議案質疑でもお答えしたように、計画変更の主眼は期間を5年間延長して、合併特例債を有効に活用しようとするものであります。そして、期間の延長にあわせて、この計画の柱である五つの基本方針や主要施策名は変わらないものの、時代のニーズ、市民のニーズを考慮し、具体的な施策の表現、方向性について、財源として合併特例債を発行できるようにするため、県の指導を受けながら、より現状に即した計画となるように変更を行うものであります。したがって、計画の変更の内容には、文言の追加がほとんどであります。これは現に事業実施計画に乗せて、今後の実施を予定しているもの、あるいはその計画に従って常に実施しているもので、今後、同様の実施や計画が予想されるものなどを勘案して、より現状に即した計画となるように変更を行うものであります。

そこで、具体的には次の回答になりますけれども、4の2の1の「(3)高齢者・障害のある人、子育て中の親等が相互交流や活動できるよう、医療・福祉・育児・商業施設などの多目的機能を持った区域を整備します。」の追加については、平成24年に策定したにかほ市総合発展計画後期基本計画の39ページに既に掲載している内容と整合性を図るために文言を追加したものであります。

後期基本計画策定に当たっては、市民アンケートに始まり、住民検討委員会での市民の意見を伺いながら、さらにはパブリックコメントを実施して、その後、企画審議会に諮り答申を得た後に、最終的に市議会に提案して承認を得て5ヵ年の後期基本計画を決定したものであります。したがって、素案段階から市民へも公開し、検討・協議を進めてきたものですので、方針等は周知されているものと考えております。

議案第64号につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第65号についてであります。

委員からは、にかほ市になって、これに類するものはあったのかという質疑がありました。

にかほ市になってからは、異議申し立ての実績は2件ありました。これまでは裁決案を第三者機関に諮問するという事は発生しておりませんでしたので、市で回答を決定しておりました。これからは回答を出す前に諮問して答申をもらうという形になります。

また、事案が発生すれば、すべて県に委託をするのですかについては、来年の4月以降は事案が発生した場合は、市で回答案を示した上で県の設置する第三者機関の審査会へ諮問して、これが公平かどうか答申を受けて本人へ回答するという流れになります。

また、第三者機関の県への委託事務についての経費については、県から示されているのは経常経費と実際事案があつて、第三者機関に諮問がなされたときに生じる経費との二つに分かれております。県では、第三者機関の委員を弁護士や大学教授などの有識者3名を予定しており、それらの研修や委員報酬的ところが経常的経費と示されております。

また、第三者機関に諮問する事案が生じた場合には、それにあわせて会議も開かれると思いますので、その際の報酬など新たに生じるものについては、諮問した市側で負担することになります。万が一、訴訟まで発展した場合は、第三者機関から離れ、市と当事者との間で話し合いになりますので、別の費用ということになります。

次に、陳情第11号についてであります。

マイナンバー制度については、今年10月に各家庭に通知があり、来年1月には申請すればナンバーを各個人が所有することができます。また、今年の9月には法も改正されております。実施に対して、年金機構などの個人情報の遺漏もありますが、既に法が動き始めている状況です。また、今とりやめたりするのは社会的な混乱を招くのではないかということで、全員により不採択に決しております。

陳情第12号についてであります。

この法は、明治20年に施行されております。現在の状況に合っていないのではないのかということで、全員の賛成により採択と決しております。

陳情第13号についてであります。

税の公平性を考えると、外国人も同じであります。税の公平性を求める点から、全員の賛成により採択と決しております。

以上で報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

所用のため休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時47分 休 憩

午後1時00分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の報告を続行いたします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。9番市川雄次教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（9番市川雄次君）登壇】

●教育民生常任委員長（市川雄次君） それでは、教育民生常任委員会に付託されました議案についての審査の結果をお知らせいたしたいと思えます。

まず、議案第61号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定について及び議案第62号土地の取得についての2件については、賛成多数で可決しております。

続いて、議案第67号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、議案第68号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について及び議案第69号平成26年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号平成26年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての4件については、いずれも全員の賛成で認定に決しております。

議案第76号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について及び議案第77号平成27年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての2件についても、全員の賛成により可決しております。

それでは、審査の内容の一部を報告させていただきます。

初めに、議案第61号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定についてですが、この議案については、質問としまして、個人番号カードをもらってからなくなった場合は、市役所に返還する必要があるんですかと、今回の条例は、再交付についての手数料が設定されておりますが、低所得者や生活保護についてはどうなるのですか。また、免許証や保険証のように有効期限はあるのですかといった質問がなされております。

これに対する答弁ですが、なくなった場合についてなんです、通知カードも個人番号カードも、持ってきていただくこととなります。手数料については、低所得者の場合は、別に手数料免除を適用しているものもありますので、それと同じような扱いにしたいと思っております。期限については10回目の誕生日、10年となりますが、中の電子署名は5年の期限となりますといった質疑応答に代表されますように、この個人番号通知カードと個人番号カードの違いや申請方法の複雑さ、住所地の問題、期限、特に郵便を使った通知カードの発送などについて、さまざまな質疑や懸念が示されております。この議案に対しましては、さまざまな煩雑な事務や市民の手続が発生することが予想されます。ぜひ混乱や遅滞が生じないように業務に当たられることを要望しての賛成討論がなされております。

議案第62号についてです。

質問ですが、取引価格坪5万円について、周辺の隣接する土地の単価はどれぐらいですかとの質問です。

これに対しては、T D K象潟工場の北側の道路用地の一部を建設課で用地買収しておりますが、その単価が坪5万円でした。また、当該用地の西側、J Rバスの敷地に入っていた水路用地を用地買収した際の単価が平米当たり2万200円でした。坪でいけば——すみません、2万2,000円でした。坪でいけば6万6,700円ぐらいです。この単価は、現在拡幅工事をしている県道象潟矢島線の宅地単価に準じての金額となりますとの答弁でございます。

次に、議案第67号です。平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてですが、質問です。1人当たり医療費は年々上がっていますが、医療費の軽減対策はどうなっていますかとの質問です。

これに対しては、医薬品についてジェネリック推奨の通知を個人宛てに出したり、広報や国保だよりも掲載しております。また、特定健診実施を呼びかけ、自分の健康管理をきちんとしていただくことが、医療費の抑制にもつながると考えております。頻回受診に関しましても保健師と連動して指導しておる状態にありますとの答弁でございます。

引き続き、議案第68号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についてですが、先ほどの市民課の決算と同じような内容になりますが、質問です。特定健診の受診者数や受診率が減少していますが、どのように分析していますかという診療所への質問になります。

これに対する答弁ですが、そもそも患者数が減少しているのが大きな原因と考えています。社会保険やその他で診療所にふだんかかっている方も特定健診受診に来ていただいています。基本的には、保険診療と、この健診とは分けているので、診療所にふだんかかっている患者さんにも健診を受けてもらうように推奨しておりますとの答弁をいただいております。

次に、議案第70号平成26年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてですが、質問です。小砂川の簡易水道工事について、清水場の水源の工事は終わりましたか。また、海拔が低い場所にある清水場水源の建物等の地震や津波対策はどうなっていますかとの質問です。

これに対する答弁は、清水場の水源の工事は今年度予定でしたので、平成26年度では工事はしておりません。建物についての地震対策は特に行っておりません。津波が来て、建物に浸水すると機械は止まりますが、その際の対応としては今般の工事で造成しましたところに大須郷からの連結管がつながっておりますので、この大須郷からの連結管を開けて全域へ給水することになっております。小砂川全域に給水することになっておりますとの答弁になっております。以上です。

●議長（菊地衛君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 委員長にお聞きいたします。

議案第62号土地取得についての件でありますけれども、議案にも記載のとおり、取得の目的、象潟体育館駐車場用地、それから引渡期限平成27年12月28日となっておりますけれども、今現在この土地、取得予定地を見ると、工事現場の現場事務所、または工事車両などがとめてあるようでございます。今現在はですねT D Kさんの用地でありますので、業者との契約はT D Kさんとの間で執り行われているものと思いますけれども、市への引渡期限である12月28日までに工事が終了するの

かどうか、12月28日以降も工事で利用するのであれば市との契約を改めて行っていかなければならないというふうな形になってくるのかもしれませんが、そういった話がですね委員会の審査の中であったのかどうか、お伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 教育民生常任委員長。

●教育民生常任委員長（市川雄次君） 委員会の中では議案説明の中でお話をさせていただいております。質問の中にも若干触れておりました。

引渡期限は今御質問の中にもございましたように、12月28日を期限としております。現在、工事の事務所として数箇所配置されておりますが、これについては期限内に撤収をされるという予定になっているとの答弁をいただいております。

なお、撤収後の引き渡しについては、現状のまま引き渡されるということの答弁もいただいております。

●議長（菊地衛君） ほかに質疑ございませんか。16番宮崎信一議員。

●16番（宮崎信一君） 議案第61号、議案第62号とも賛成多数ということでございます。ということは、どちらも何名か反対の方がおられたようですが、その反対の理由、事由など、討論では先ほどの報告では賛成討論ということで議案第61号の方は伺っておりますが、反対討論、もしくは反対意見が明確にお分かりでしたらお知らせ願いたいと思います。

●議長（菊地衛君） 教育民生常任委員長。

●教育民生常任委員長（市川雄次君） 議案第61号・議案第62号とも、反対者の明確な討論は出されておられません。反対の意思表示はされましたけれども、その理由については私の方では存じ上げないという状況になっております。

●議長（菊地衛君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番佐々木弘志産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（10番佐々木弘志君）登壇】

●産業建設常任委員長（佐々木弘志君） まず初めに、当委員会に付託されました議案のてん末についてですが、議案第71号平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号平成26年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号平成26年度にかほ市ガス事業会計決算認定について、議案第74号平成26年度にかほ市水道事業会計決算認定についての4議案については、いずれも全員の賛成により認定しております。

議案第78号平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第79号平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第80号平成27年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）について、議案第81号平成27年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についての4議案は、全員の賛成により可決しております。

また、請願第1号T P P交渉にかかる国会決議の実現に関する件については、全員の賛成により採

択しております。

それでは、議案の主な審査内容を報告させていただきます。

議案第71号平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

質問です。377ページの笹森クリーンセンター費の使用料及び賃借料、各種使用料1,160万1,840円が本荘由利広域市町村圏組合の脱水汚泥処分料ということですがけれども、にかほ市からどれくらいの量がいって、トン当たり幾らの金額が決まっているのか。

答弁です。本荘由利広域市町村圏組合と単価契約はしていません。トン当たり1万1,000円で行っています。昨年度は1,054トンの処分をしています。大体週7回程度運搬しています。週7回程度なので、一日2回運搬することもあり、毎日ではありません。

議案第78号平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

質問です。資本費平準化債というのがあるわけですが、計算式で出す形になっていますが、どういふことで決まるのか。

答弁です。資本費平準化債というのは、減価償却の比率と起債の償還の比率が違うことでできた起債ですが、計算式としては、元金償還金の起債額から減価償却費を引いた残額が起債対象となっています。それで計上していますとの答弁です。

議案第79号平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

質問です。修繕料130万円について、具体的にお願いします。

答弁です。平成27年度の当初予算で200万円の修繕を計上しています。7月末時点で179万3,664円、修繕料としてかかっています。残額が約20万円。施設も故障がありまして、こちらの修繕が見積りを取りまして138万5,000円かかる予定になっています。それで130万円の補正予算を計上させていただいています。

質問です。施設の補修ということ、具体的にどこの施設かをお願いします。

答弁です。全般かかったところを大まかに説明しますと、大竹中継ポンプ場、マンホールポンプの非常通報装置修繕68万円、大須郷のポンプ水位計修繕、上郷南部処理場の流量計のポンプ修繕、15万円ずつかかっています。大竹第1中継ポンプ場のポンプ交換20万円かかっています。

次に、議案第73号平成26年度にかほ市ガス事業会計決算認定についてです。

質問です。資料6・7の貸借対照表を見ると、資産合計減等、分かりやすくなっているが、民間譲渡を進める上で、この会計方式の方が話を進めやすいものなのか。

答弁です。平成26年度も民間から譲渡についての話は来ている。現在は中断中だが、今までは公営企業独特のやり方だったので、本来の姿が見えない。資産も資本も膨らんでいる。それを民間に近い貸借対照表にすることで、民間の会社もより分かりやすくなり、説明する上でも説明しやすいと考えている。

次に、議案第74号平成26年度にかほ市水道事業会計決算認定についてです。

質問です。減価償却が異常な数値になっており、来年からは正常に戻ると思われるが、どれくらいで推移すると予想しているのか。

答弁です。減価償却は今までよりも毎年6,000万円ぐらい増加となっている。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計決算特別委員長の報告を求めます。15番佐々木正明一般会計決算特別委員長。

【一般会計決算特別委員長（15番佐々木正明君）登壇】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 一般会計決算特別委員会に平成27年9月4日に付託になりました議案第66号平成26年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、審査が終わりましたので報告します。

議案第66号平成26年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数によって認定と決しております。以上です。

●議長（菊地衛君） これから一般会計決算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで一般会計決算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。15番佐々木正明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（15番佐々木正明君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 一般会計予算特別委員会に平成27年9月4日に付託になりました議案第75号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について及び議案第82号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）について並びに議案第83号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について、審査が終わりましたので報告します。

議案第75号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）については、賛成多数により可決と決しております。

また、議案第82号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）については、全員の賛成により可決と決しております。

また、議案第83号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）については、全員の賛成により可決と決しております。以上です。

●議長（菊地衛君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

初めに、議案第60号にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） 議案第60号にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から発言いたします。

マイナンバー制度には日本年金機構に見られたような情報漏えいの危険や納税者や事業主にはメリットがなく、逆に事業主には費用の面、管理の面で大きな負担になるなどの問題点が指摘されております。

共同通信社による最近のマイナンバー制度に関する全国の自治体のアンケートでも、予算や専門職員不足などから、60%の自治体が安全対策に不安を感じると答えるなど、自治体の現場も苦慮しておられるようです。

アメリカ・韓国では共通番号と個人情報が大量に流出し、プライバシーの侵害、犯罪利用、なりすまし被害が横行し、社会問題となり、利用規制が始まっていると言われております。

イギリスでは、プライバシーの問題などから、広範な反対世論が高まり、IDカード——イギリスではIDカードと言っておったようですが、IDカード発行から広範な反対世論が高まり、IDカード発行からわずか1年で廃止となっています。

国の制度のもとで市は対処せざるを得ない状況に置かれておることは理解いたしますが、市民の人身侵害にかかわる問題を掲げている制度は賛成できません。

この議案はもとより、共通番号制度にかかわる議案には反対の意を表明し、討論といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第60号の討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第61号の討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第62号土地の取得についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第62号の討論を終わります。

これから議案第62号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第63号新市まちづくり計画の変更についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。14番鈴木敏男議員。

【14番（鈴木敏男君）登壇】

●14番（鈴木敏男君） 議案第63号新市まちづくり計画の変更について、反対討論をいたします。

本議案は、合併特例債を起債できる期間が法改正によって特例が設けられたことにより、新市の建設計画を延長できることから、当市の新市まちづくり計画の一部を変更するものでございます。

この趣旨には賛同をいたしますし、まちの発展の礎となるものだというふうに理解もしております。新市の主要施設にも、それを加味した施策が出ております。

ただ、3ページの基礎数字が違うとの説明ではありましたが、財政計画には納得がいかないであります。

私たちには、さまざまな形で財政計画というものが示されております。この3月には行財政改革大綱が示されました。これには過去9年間の行財政改革に触れ、施設等の維持管理費の削減に努め、着実な成果を上げてきている。今後は、独創性のある施策をもって持続可能なまちづくりを進めるとあり、財政収支計画が示されております。

また、同じく3月には平成27年度からの3カ年の事業計画を示し、冒頭には財政計画が示されています。そして今般は、新市のまちづくり計画、ここにも時宜を踏まえた財政計画があり、平成32年度までの財政の見通しが示されております。

こうした財政計画は、予測をした基礎数字の時期が違うとの説明もあり、今回の財政計画の基礎は、平成26年度決算を踏まえての計画であると、こういうような説明を得ました。ただ、それにしても、この半年間でさまざまな計画が示され、しかも財政計画の数字が違うことに理解ができない

のであります。

合併特例債の延長があって今回の計画の変更であり、そのことは当然なわけであり、しかし、事業計画があって財政があるわけですし、一つのまちには基本的には財政計画は一つであらねばならないというふうに考えています。いずれ計画の変更までには、まだ時間があるわけであり、おのおのの施策と照合の上、今後の道筋をつける重要な計画だけに、今一度精査をされ、再考すべきというふうに考えます。

以上をもって私の反対討論といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第64号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共施設の総合整備計画を変更することについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第64号の討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号にかほ市と秋田県との間の行政不服審査会に関する事務の委託についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第65号の討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号平成26年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） 議案第66号平成26年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から発言いたします。

決算には中学生の医療費無料化、生活支援臨時給付金の支給、住宅リフォームへの助成、産業振興、雇用促進など、賛成できる点もありますが、消費税増税にあわせて引き上げられた公共施設利用料金には賛成できません。

公共施設の利用料など一般会計で扱うものには、税法上も消費税の納税は発生しないとされており、また、体育館などの公共施設は、光熱水費や維持管理費などかかりますが、それを利用料ですべて賄う仕組みにはなっておりません。消費税はその逆進性で、所得が低いほど負担が重くなるものであります。

安倍政権は、増税分はすべて社会保障に使うなどと言っておりましたが、実際は社会保障の充実にはほど遠い、増収分の16%に過ぎず、社会保障の給付減、負担増が続いております。

この上、消費税を10%に上げようとしておりますが、とんでもないことであります。年金の削減や非正規労働者が増え、収入が少なくなっている中、生活に必要な物価の上昇、医療費の負担増、それに消費税の増税です。生活が抑えられているこんなときであればこそ、市民の負担をできるだけ抑え、より安心して市民生活を送ってもらおうという心配りが求められると思います。便乗値上げとも取れる公共施設の利用料金に反対の意を表明し、討論いたします。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第66号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第67号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第67号の討論を終わります。
これから議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第68号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第68号の討論を終わります。
これから議案第68号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第69号平成26年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第69号の討論を終わります。
これから議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第70号平成26年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第70号の討論を終わります。
これから議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第71号平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第71号の討論を終わります。
これから議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第72号平成26年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第72号の討論を終わります。
これから議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第73号平成26年度にかほ市ガス事業会計決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第73号の討論を終わります。
これから議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第74号平成26年度にかほ市水道事業会計決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第74号の討論を終わります。
これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第75号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第75号の討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第76号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第76号の討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号平成27年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第77号の討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第78号の討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第79号の討論を終わります。
これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号平成27年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第80号の討論を終わります。
これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号平成27年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第81号の討論を終わります。
これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第82号の討論を終わります。
これから議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第83号の討論を終わります。
これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、委員長の報告のとおり可決されました。

所用のため、暫時休憩します。再開を午後2時といたします。

午後1時47分 休 憩

午後2時00分 再 開

- 議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第1号T P P交渉にかかる国会決議の実現に関する件についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで請願第1号の討論を終わります。
これから請願第1号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。
お諮りします。この請願は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第11号マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情の討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

- 4番（佐々木春男君） 陳情第11号マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情に、採択に賛成の立場から発言いたします。

マイナンバー制度のねらいは、国民一人一人の収入と財産を丸裸にし、税、保険料の徴収強化、社会保障の給付削減を押しつけることです。そこにはプライバシーが侵害される危険性、一度流れた情報は、流通、売買され、取り返しがつかなくなる。地方自治体、企業、中小事業所においては、費用の面、管理の面などで大きな負担が強いられるなどの問題点が指摘されております。

マイナンバー制度の実施を延期したところで国民には何の損失もありません。時間をかけて、そ

の問題点を慎重に検討するため、実施の延期を求める願意は妥当と考えます。

改正案は既に成立しておりますが、実施延期により、その運用を図ることができなく、陳情事項の意に通じるものと考え、採択に賛成の意を表明し、討論といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。

これから陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本件は、原案についてお諮りします。この陳情は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立少数です。したがって、陳情第11号は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第12号「所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について」の陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第12号の討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第12号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第13号外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第13号の討論を終わります。

これから陳情第13号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議がありますので、採決の方法を変えます。

これから陳情第13号に対する採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。よって、本案は採択と決しました。

日程第30、議提第12号所得税法第56条の廃止を求める意見書から日程第32、議提第14号T P P交渉にかかる国会決議の実現に関する意見書を議題とします。

初めに、議提第12号及び議提第13号について、提出者から提案理由の説明を求めます。12番小川正文議員。——暫時休憩します。

午後2時06分 休 憩

午後2時07分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開いたします。

議提第12号及び議提第13号について提案理由の説明、12番小川正文議員。

【12番（小川正文君）登壇】

●12番（小川正文君） それでは、議提第12号所得税法第56条の廃止を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

平成27年9月15日提出

にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員小川正文。賛成者、にかほ市議会議員鈴木敏男、同じく佐々木雄太、同じく伊藤竹文、同じく宮崎信一、同じく佐藤元。

所得税法第56条の廃止を求める意見書の内容につきましては、意見書の内容を一読してくださるようお願いをいたします。

平成27年9月16日 秋田県にかほ市議会議長菊地衛

意見の提出先は、内閣総理大臣安倍晋三様、法務大臣上川陽子様であります。

次に、議提第13号外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

平成27年9月15日提出

にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員小川正文。賛成者、にかほ市議会議員鈴木敏男、同じく佐々木雄太、同じく伊藤竹文、同じく宮崎信一、同じく佐藤元。

外国人扶養控除制度の見直しを求める意見書（案）につきましては、これも意見書の内容については一読くだされば分かると思います。

平成27年9月16日 秋田県にかほ市議会議長菊地衛

意見の提出先、内閣総理大臣安倍晋三様、内閣官房長官菅義偉様、総務大臣高市早苗様、財務大臣麻生太郎様、法務大臣上川陽子様、厚生労働大臣塩崎恭久様、衆議院議長大島理森様、参議院議長山崎正昭様。

以上です。

●議長（菊地衛君） これから議提第12号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第12号の質疑を終わります。

次に、議提第13号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。4番佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君）

●議長（菊地衛君） 小川正文議員。

●12番（小川正文君） 発言の趣旨は、多分、外国人の扶養家族、不公平があるということだと思
うんです。違いますか。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午後2時11分 休 憩

午後2時14分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開いたします。

4番佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） ただいまの発言の内容は、適切でなかったようですので、取り消しさせて
いただきます。

●議長（菊地衛君） ただいまの発言の取り消しの申出がありますけれども、これを許可したいと
思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。

これで議提第13号の質疑を終わります。

これから議提第12号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第12号の討論を終わります。

これから議提第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定
することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第13号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第13号の討論を終わります。

これから議提第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定
することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議提第13号は、原案のとおり可決されました。次に、議提第14号について、提出者から提案理由の説明を求めます。10番佐々木弘志議員。

【10番（佐々木弘志君）登壇】

- 10番（佐々木弘志君） 議提第14号T P P交渉にかかる国会決議の実現に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年9月14日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員佐々木弘志。賛成者、にかほ市議会議員飯尾明芳、にかほ市議会議員奥山収三、にかほ市議会議員伊藤知、にかほ市議会議員佐々木正明、にかほ市議会議員佐藤文昭。

別紙のとおりご覧になってください。よろしくお願ひします。

意見書提出先も明記してありますので、ご覧になってください。

- 議長（菊地衛君） これから議提第14号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第14号の質疑を終わります。

これから議提第14号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第14号の討論を終わります。

これから議提第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第33、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣の日程等に変更が生じた場合、議長に一任していただくこととしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第34、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第5回にかほ市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時19分 閉 会
